

福井県国際交流会館利用方法の一部変更について

福井県国際交流会館の利用方法が、令和6年4月1日から次のように一部変わります。

I. 本申請後、ご利用をキャンセルされた場合は、キャンセル料(利用料金)が必要となります。

施設の区分	キャンセルの時期	キャンセル料(利用料金)
多目的ホール 特別会議室	30日前～15日前	利用料金の 30%
	14日前～8日前	利用料金の 50%
	7日前～ 当日	利用料金の100%
第1・2・3会議室 第1・2応接室 和室・茶室 パントリー、ホワイエ	7日前～ 4日前	利用料金の 30%
	3日前～ 前日	利用料金の 50%
	当日	利用料金の100%

※利用日の前日を1日前と数える

II. 利用日の2年前から3日前まで仮予約が可能です。一定の期限までに本申請が必要です。

区 分	本申請の期限
① 仮予約日から利用日まで6か月以上	利用日の6か月前まで
② 仮予約日から利用日まで1か月以上6か月未満	仮予約日から1か月以内
③ 仮予約日から利用日まで1か月以内	仮予約日から3日以内

①の例:仮予約日 2/1 利用日 10/1 申請期限 4/1
②の例:仮予約日 2/1 利用日 5/1 申請期限 3/1
③の例:仮予約日 2/1 利用日 2/15 申請期限 2/4 ※仮予約日の翌日を1日と数える
〃 仮予約日 2/1 利用日 2/4 申請期限 2/1 〃

III. 仮予約は催事1件につき最大3件までとさせていただきます。

より多くの皆様にご利用いただくため、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

<お問い合わせ先> 福井県国際交流会館 0776-28-8803